

③大気環境に係るモニタリングの実施 

市内の大気環境の状況を24時間測定する装置等で常時監視し、環境基準等の達成状況を確認しています。

1 大気環境の監視 (I-1-③-1 関係)

(1) 大気汚染物質の常時監視

大気汚染防止法第22条の規定に基づき、一般環境大気測定局9局及び自動車排出ガス測定局9局の計18局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

測定局は以下のとおりです。

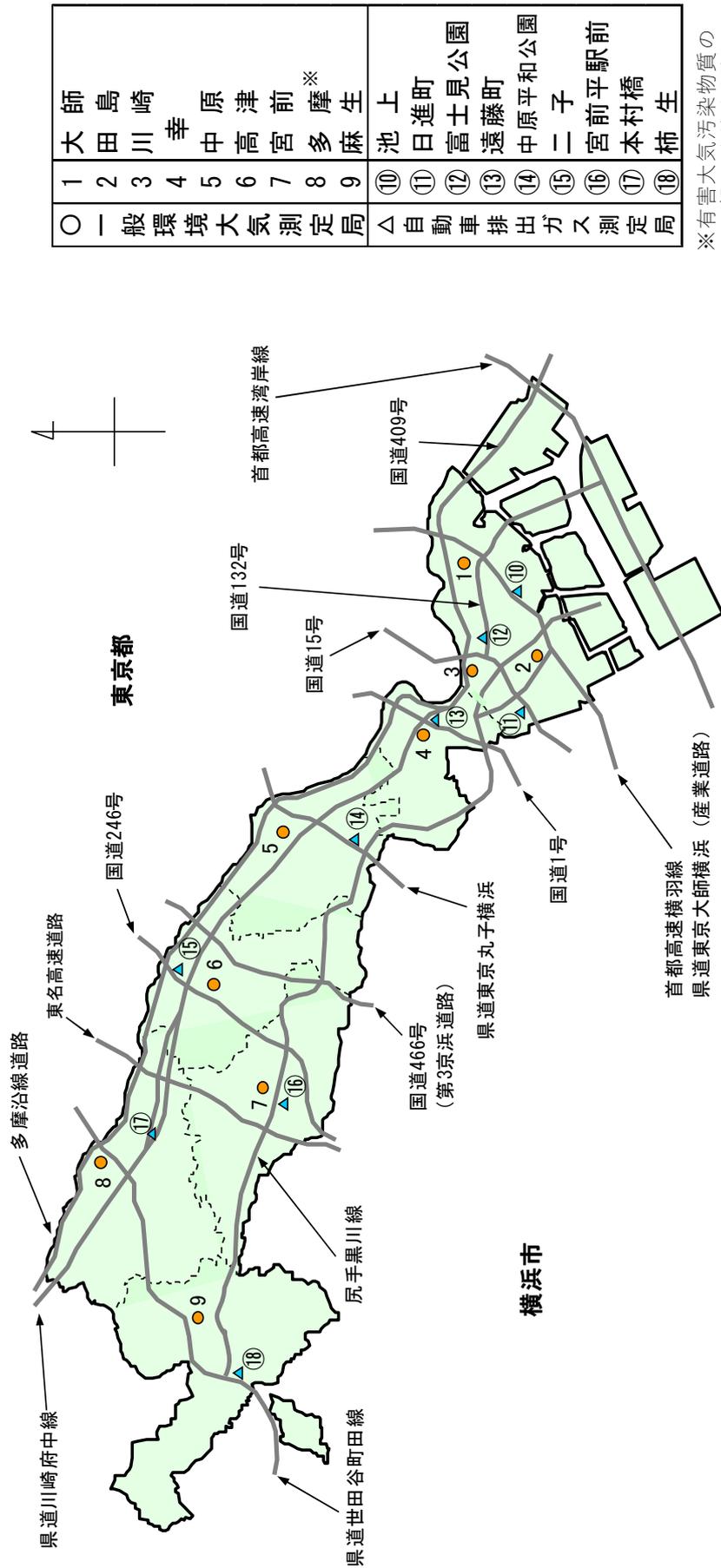
測定局と測定項目

令和5(2023)年度

区分	地図番号	測定項目			二酸化窒素	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	有害大気汚染物質等	ダイオキシン類
		測定局	場所 <sup>※1</sup>	所在地								
一般環境大気測定局	1	大師	川崎区役所大師支所	川崎区東門前2-1-1	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	田島	田島支援学校	川崎区田島町20-5	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	川崎	川崎市役所第4庁舎	川崎区宮本町3-3	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	幸	幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	中原	中原区役所地域みまもり支援センター	中原区小杉町3-245	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	高津	川崎市生活文化会館	高津区溝口1-6-10	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	宮前	宮前平小学校	宮前区宮前平3-14-1	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	多摩 <sup>※2</sup>	登戸小学校	多摩区登戸1329	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	麻生	弘法松公園	麻生区百合丘2-10	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局	10	池上	池上新田公園前	川崎区池上町3	○	○	○			○	○	
	11	日進町	都市機構川崎日進市街地住宅敷地内	川崎区日進町23-1	○	○	○			○	○	
	12	富士見公園	富士見公園	川崎区富士見1-1-6	○	○	○			○	○	
	13	遠藤町	御幸小学校	幸区遠藤町1	○	○	○			○	○	
	14	中原平和公園	中原平和公園	中原区木月住吉町33-1	○	○	○					
	15	二子	高津区役所道路公園センター	高津区溝口5-15-7	○	○	○					
	16	宮前平駅前	上下水道局管理地	宮前区土橋2-1-1	○	○	○					
	17	本村橋	本村橋	多摩区宿河原2-59-2	○	○	○					
	18	柿生	麻生消防署柿生出張所	麻生区片平2-30-7	○	○	○					

※1 測定年度における施設名を記載している。

※2 有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩区の生田浄水場で測定を実施した。



○ 一般環境大気測定局	1 師島 2 大田川 3 幸 4 原 5 津 6 前 7 摩 8 生 9 生	△ 自動車排出ガス測定局	10 池上 11 日進町 12 富士見公園 13 遠藤町 14 中原平和公園 15 子 16 二宮前平駅前 17 本村橋 18 柿生
-------------	--	--------------	--

※有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩区の生田浄水場で測定を実施しました。

目的	主な測定項目
○ 一般環境大気測定局	地域の大気環境を測定 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、気象(気温、風速等)等
△ 自動車排出ガス測定局	自動車走行に起因する大気環境を測定 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素等

大気測定地点図

(2) 大気環境の環境基準等達成（適合）状況概要

令和 5（2023）年度の大気環境の環境基準等の達成（適合）状況は、表のとおりです。

**大気環境の環境基準等の達成（適合）状況**

測定項目	環境基準等達成（適合）状況
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	全局（18局）で環境基準を達成
微小粒子状物質（PM2.5）	全局（17局）で環境基準を達成
浮遊粒子状物質（SPM）	全局（18局）で環境基準を達成
光化学オキシダント（Ox）	全局（9局）で環境基準を非達成
二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	全局（9局）で環境基準を達成
一酸化炭素（CO）	全局（5局）で環境基準を達成
有害大気汚染物質等※	全地点で（4地点）環境基準を達成（指針値についても全地点で適合）
ダイオキシン類	全地点（3地点）で環境基準を達成

※ 有害大気汚染物質等として、優先取組物質 21 物質並びに水銀及びその化合物について調査を実施しました。優先取組物質のうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては環境基準が設定されており、水銀及びその化合物を含む 11 物質については指針値が設定されています。

(3) 主な大気環境の推移

二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質については、全局で環境基準を達成しており、年平均値は緩やかな低下傾向がみられます。その要因としては、工場・事業場による環境対策の取組や各種自動車関係施策などが考えられます。

光化学オキシダントについては、全局で環境基準が非達成であり、改善に向けた取組を推進しています。

(4) 大気常時監視測定結果

大気汚染防止法第 22 条に基づく二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素及び有害大気汚染物質等の常時監視測定結果並びにダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づくダイオキシン類の測定結果は次のとおりです。

なお、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄については、川崎市環境基本条例に基づく環境目標値、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく対策目標値（環境基準と同じ。）がそれぞれ設定されています。

ア 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素は、大気中の窒素酸化物の成分の一つである。窒素酸化物は、燃料などが燃焼する際などに発生し、主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設、自動車などがあります。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となります。

二酸化窒素濃度は、一般環境大気測定局 9 局及び自動車排出ガス測定局 9 局で測定しています。

二酸化窒素の環境基準等の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

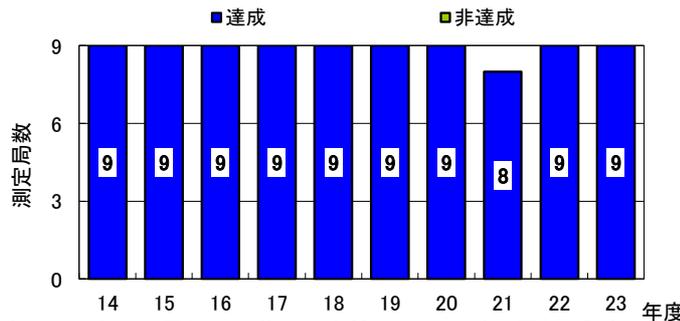
一般環境大気測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値については、全局で達成しました。環境目標値については、全局で非達成でした。

なお、平成 15(2003)年度以降は、全局で環境基準及び対策目標値を達成しています。

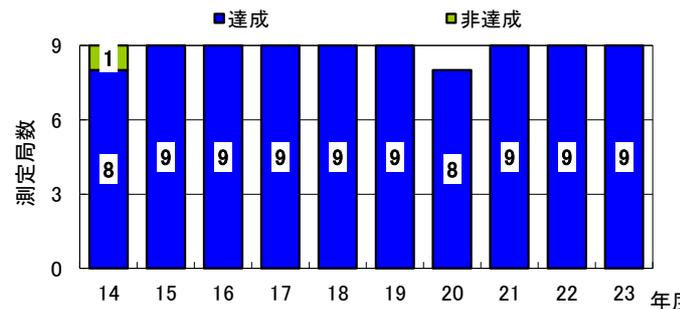
【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値については、全局で達成しました。環境目標値については、全局で非達成でした。

なお、平成 27(2015)年度以降は、全局で環境基準及び対策目標値を達成しています。



二酸化窒素の環境基準達成状況（一般環境大気測定局）



二酸化窒素の環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局）

二酸化窒素の測定結果と評価

測定局	環境基準評価		有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合※3			環境基準値に適合しなかった日数とその割合		環境目標値に適合した日数とその割合※4		年平均値
	日平均値の年間98%値※1	評価※2		日	日	%	日	%	日	%	
	ppm	○×									
一般環境大気測定局	大 師	0.037	○	362	362	100	0	0	284	78.5	0.015
	田 島	0.038	○	361	361	100	0	0	287	79.5	0.015
	川 崎	0.037	○	358	358	100	0	0	285	79.6	0.015
	幸	0.031	○	344	344	100	0	0	298	86.6	0.012
	中 原	0.034	○	359	359	100	0	0	311	86.6	0.012
	高 津	0.031	○	359	359	100	0	0	314	87.5	0.012
	宮 前	0.028	○	356	356	100	0	0	318	89.3	0.011
	多 摩	0.028	○	360	360	100	0	0	326	90.6	0.010
麻 生	0.021	○	364	364	100	0	0	354	97.3	0.008	
自動車排出ガス測定局	池 上	0.045	○	361	361	100	0	0	137	38.0	0.025
	日進町	0.036	○	361	361	100	0	0	281	77.8	0.015
	富士見公園	0.039	○	364	364	100	0	0	242	66.5	0.018
	遠藤町	0.041	○	364	364	100	0	0	201	55.2	0.021
	中原平和公園	0.033	○	362	362	100	0	0	304	84.0	0.013
	二 子	0.042	○	360	360	100	0	0	153	42.5	0.023
	宮前平駅前	0.032	○	357	357	100	0	0	283	79.3	0.014
	本村橋	0.029	○	346	346	100	0	0	297	85.8	0.013
柿 生	0.028	○	356	356	100	0	0	310	87.1	0.012	

※1 日平均値の年間98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値

※2 環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06 ppm以下の場合を環境基準の「達成」と評価し、○で表示した。  
：日平均値の年間98%値が0.06 ppm超過の場合を環境基準の「非達成」と評価し、×で表示した。

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.06 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

※4 環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.02 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

イ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径が2.5 μm以下の微小な粒子です。一般に浮遊粒子状物質 (SPM) よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子 (硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等) などです。

微小粒子状物質濃度は、一般環境大気測定局 9 局及び自動車排出ガス測定局 8 局で測定しています。

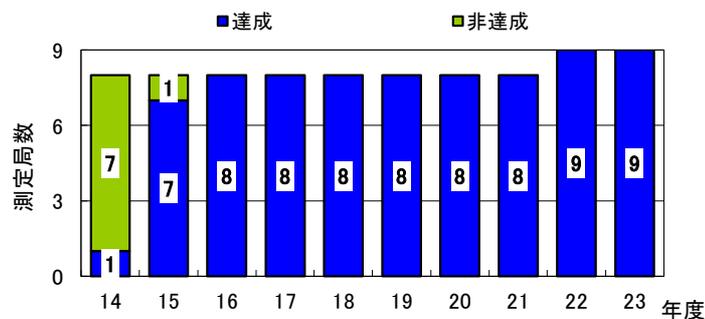
微小粒子状物質の環境基準の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

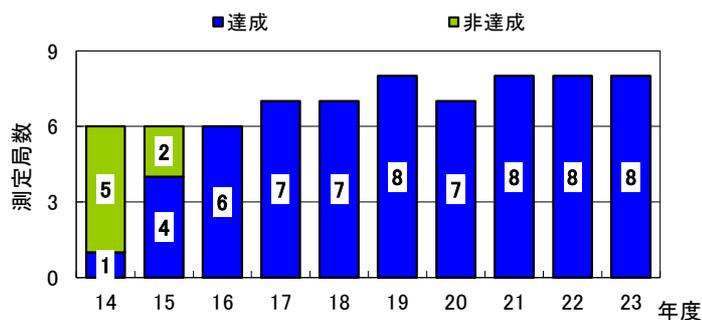
一般環境大気測定局 9 局では、全局で環境基準を達成しました。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 8 局では、全局で環境基準を達成しました。



微小粒子状物質の環境基準達成状況 (一般環境大気測定局)



微小粒子状物質の環境基準達成状況 (自動車排出ガス測定局)

微小粒子状物質の測定結果と評価

測定局	環境基準評価			有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合 <sup>※3</sup>		
	年平均値	日平均値の年間98パーセンタイル値 <sup>※1</sup>	評価 <sup>※2</sup>		日	%	
	μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>	○×	日	%		
一般環境大気測定局	大師	9.2	21.3	○	354	354	100
	田島	10.2	23.8	○	357	357	100
	川崎	9.2	22.4	○	357	357	100
	幸	7.8	18.3	○	335	335	100
	中原	7.7	17.8	○	351	351	100
	高津	8.1	19.0	○	346	346	100
	宮前	7.7	18.5	○	352	352	100
	多摩	7.5	17.5	○	352	352	100
	麻生	7.5	18.0	○	355	355	100
自動車排出ガス測定局	池上	9.3	21.0	○	354	354	100
	日進町	8.8	20.9	○	354	354	100
	富士見公園	8.6	21.4	○	343	343	100
	中原平和公園	7.8	18.0	○	354	354	100
	二子	8.6	20.2	○	343	343	100
	宮前平駅前	8.3	19.0	○	348	348	100
	本村橋	7.4	17.9	○	352	352	100
	柿生	7.8	19.7	○	358	358	100

※1 日平均値の年間98パーセンタイル値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値

※2 環境基準の評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①1年平均値が15 μg/m<sup>3</sup>以下 ②日平均値の年間98パーセンタイル値が35 μg/m<sup>3</sup>以下

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が35 μg/m<sup>3</sup>を超えた日数を引いた日数とした。

ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μm以下のものをいいます。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山灰など）のものがあります。

浮遊粒子状物質濃度は、一般環境大気測定局9局及び自動車排出ガス測定局9局で測定しています。

浮遊粒子状物質の環境基準等の達成状況は次のとおりです。

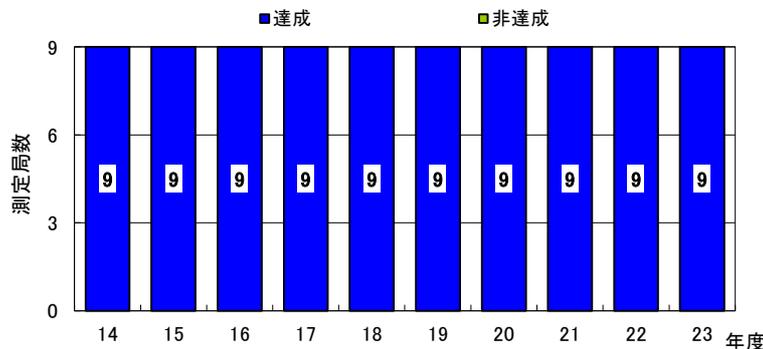
【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局9局では、環境基準及び対策目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成しました。環境目標値\*について、1時間値の1日平均値を全局で達成し、年平均値は6局で達成し、3局で非達成でした。

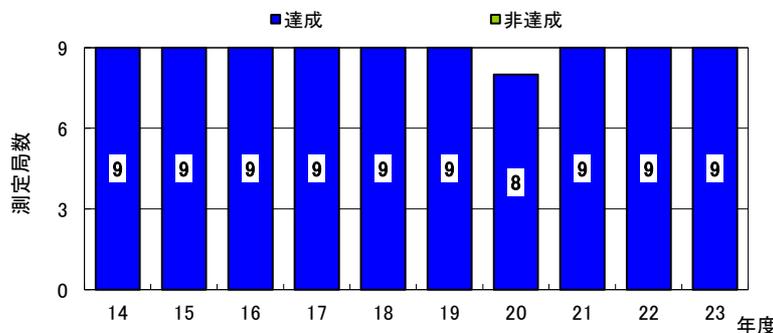
【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局9局では、環境基準及び対策目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成しました。環境目標値\*について、1時間値の1日平均値は全局で達成し、年平均値は3局で達成し、6局で非達成でした。

※環境目標値：1時間値の1日平均値が0.075 mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、年平均値が0.0125 mg/m<sup>3</sup>以下であること。



浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（一般環境大気測定局）



浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局）

浮遊粒子状物質の測定結果と評価

測定局	環境基準評価														年平均値		
	長期的評価					短期的評価					有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合 <sup>※4</sup>				環境目標値(日平均値)に適合した日数とその割合 <sup>※5</sup>	
	日平均値の年間2%除外値 <sup>※1</sup>	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続の有無とその回数	評価 <sup>※2</sup>	1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合	評価 <sup>※3</sup>	日	%	日	%		日	%	日		%	
mg/m <sup>3</sup>	有無	回	○×	時間	%	日	%	日	%	日	日	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>		
一般環境大気測定局	大 師	0.034	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	362	100	0.013	
	田 島	0.033	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	362	100	0.014	
	川 崎	0.028	無	0	○	0	0	0	0	○	363	363	100	363	100	0.012	
	幸	0.026	無	0	○	0	0	0	0	○	342	342	100	342	100	0.012	
	中 原	0.026	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.011	
	高 津	0.028	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.013	
	宮 前	0.027	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.012	
	多 摩	0.025	無	0	○	0	0	0	0	○	363	363	100	363	100	0.011	
	麻 生	0.025	無	0	○	0	0	0	0	○	359	359	100	359	100	0.011	
自動車排出ガス測定局	池 上	0.034	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.016	
	日進町	0.030	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.013	
	富士見公園	0.035	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	362	100	0.015	
	遠藤町	0.032	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.013	
	中原平和公園	0.027	無	0	○	0	0	0	0	○	353	353	100	353	100	0.012	
	二 子	0.029	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.014	
	宮前平駅前	0.031	無	0	○	0	0	0	0	○	354	354	100	354	100	0.015	
	本村橋	0.026	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.012	
柿 生	0.024	無	0	○	0	0	0	0	○	355	355	100	355	100	0.011		

※1 日平均値の年間2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した値

※2 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに達成しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①日平均値の2%除外値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下

②日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと

※3 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方を達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①1時間値が0.20 mg/m<sup>3</sup>以下 ②日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下

※4 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日数と1時間値が0.20 mg/m<sup>3</sup>を超えた日数（ただし、日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

※5 環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.075 mg/m<sup>3</sup>を超えた日数を引いた日数とした。

エ 光化学オキシダント (Ox)

光化学スモッグ注意報等の発令指標となる光化学オキシダントは、自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽から強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に発生するものです。

光化学オキシダント濃度は、一般環境大気測定局9局で測定しています。

光化学オキシダントの環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局9局では、全局で昼間(5時~20時)の1時間値が0.06 ppmを超えており、環境基準は全局で非達成でした。全国においても環境基準達成率が極めて低い状況が続いています。

光化学オキシダントの測定結果と評価

測定局	環境基準評価			昼間の測定時間数	昼間に環境基準値に適合した時間数割合 <sup>※2</sup>	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数、時間数とその割合				昼間の1時間値の最高値 ppm	昼間の年平均値 ppm
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数とその割合		評価 <sup>※1</sup>			日	%	時間	%		
	時間	%									
大 師	194	3.6	×	5396	96.4	0	0.0	0	0.0	0.114	0.031
田 島	80	1.5	×	5389	98.5	0	0.0	0	0.0	0.117	0.028
川 崎	131	2.4	×	5402	97.6	0	0.0	0	0.0	0.119	0.030
幸	271	5.3	×	5142	94.7	1	0.3	2	0.0	0.141	0.034
中 原	325	6.0	×	5400	94.0	2	0.5	3	0.1	0.146	0.034
高 津	340	6.3	×	5384	93.7	3	0.8	6	0.1	0.133	0.035
宮 前	371	6.9	×	5388	93.1	2	0.5	5	0.1	0.151	0.035
多 摩	317	6.6	×	4780	93.4	1	0.3	4	0.1	0.133	0.034
麻 生	406	7.5	×	5381	92.5	2	0.5	6	0.1	0.146	0.036

※1 環境基準の評価：1時間値が全て0.06 ppm以下の場合を「達成」と評価し、○で表示した。

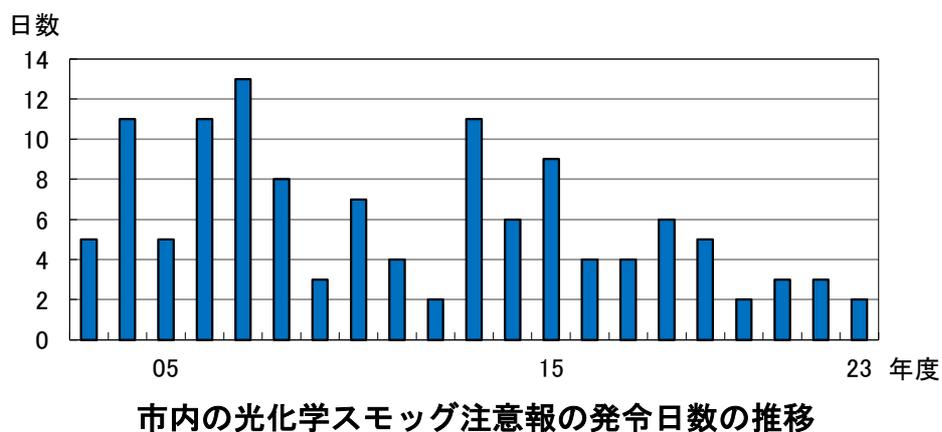
1時間値が1時間でも0.06 ppm超過の場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

※2 昼間に環境基準値に適合した時間数割合：昼間の測定時間数から、1時間値が0.06 ppmを超えた時間数を引いた時間数を、昼間の測定時間数で割ったものとした。

光化学スモッグ注意報の発令日数は2日であり、健康被害の届出はありませんでした。  
 なお、注意報発令基準は、「オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上となり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき」です。

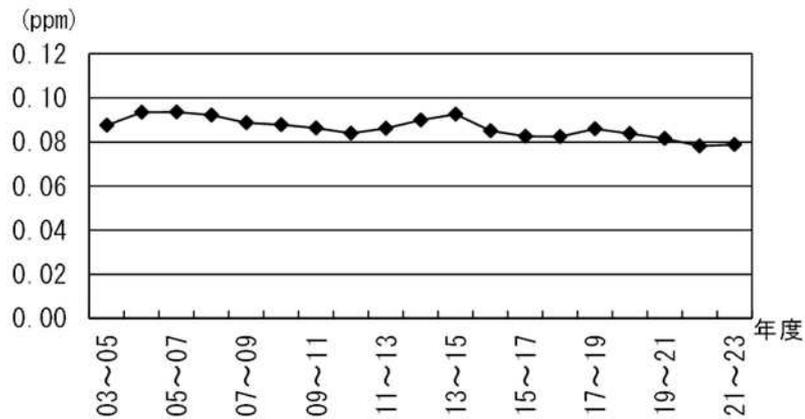
### 光化学スモッグ注意報の発令状況

発令回数	発令日	時間帯	最高値	最高値出現局	0x濃度0.12 ppm以上が出現した測定局
1	7月18日	13:20~18:20	0.151 ppm	宮前	6局（幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）
2	7月26日	12:20~15:10	0.146 ppm	中原	4局（中原、高津、宮前、麻生）



参考 1) 光化学オキシダント濃度の長期的な変化

光化学オキシダント濃度は、気象要因による年々変動が大きく、年平均値等の従来の指標では長期的な傾向を把握することが困難です。光化学オキシダントの環境改善効果を適切に把握するため、平成 26(2014)年 9 月に環境省から、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標（光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値）が示されました。これを受け、本市においてもこの指標を用い、光化学オキシダントの原因物質の一つである VOC の排出量削減の取組効果との関係も含めて長期的な傾向を把握していきます。



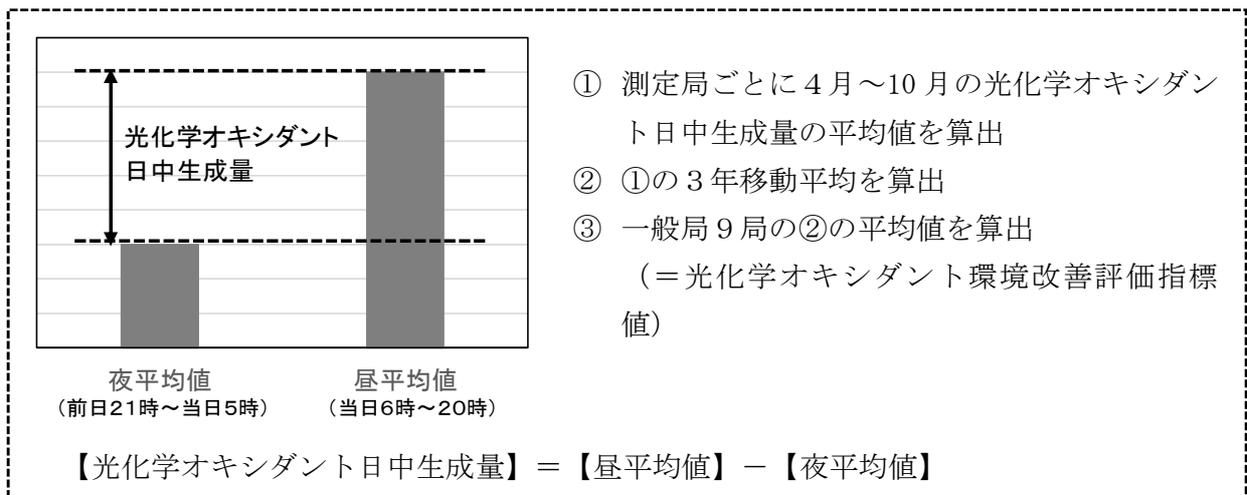
光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標  
(8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値) の経年推移

**参考2) 光化学オキシダント日中生成量を使った指標(光化学オキシダント環境改善評価指標値)**

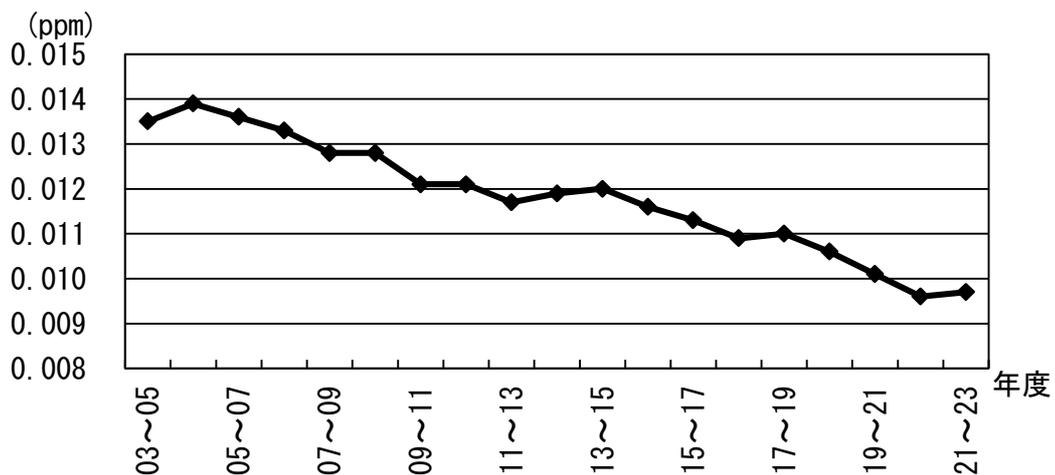
本市では、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に把握するため、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの光化学オキシダント日中生成量に着目した指標(光化学オキシダント環境改善評価指標値)を設定しました。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質(窒素酸化物、揮発性有機化合物)との関係性が強く、この指標を活用して光化学オキシダント対策の効果を把握していきます。

なお、この指標に関する研究成果は、令和3(2021)年3月31日に国際論文誌のAtmosphereに掲載されました。



**光化学オキシダント環境改善評価指標値の算出法**



**光化学オキシダント環境改善評価指標値の経年推移**

オ 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は、主に石油・石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって生成されます。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となります。

二酸化硫黄濃度は、一般環境大気測定局9局で測定しています。

二酸化硫黄の環境基準等の達成状況は、一般環境大気測定局9局では、環境基準、対策目標値及び環境目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成しました。

なお、昭和54(1979)年度以降は、全局で環境基準の長期的評価を達成しています。

二酸化硫黄の測定結果と評価

測定局	環境基準評価										有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合 <sup>※3</sup>		年平均値
	長期的評価					短期的評価								
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価 <sup>※1</sup>	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		評価 <sup>※2</sup>					
		ppm	有無		回	○×	時間	%		日				
大 師	0.003	無	0	○	0	0	0	0	○	351	351	100	0.001	
田 島	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	365	365	100	0.001	
川 崎	0.003	無	0	○	0	0	0	0	○	365	365	100	0.001	
幸	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	337	337	100	0.001	
中 原	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	0.001	
高 津	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	0.001	
宮 前	0.001	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	0.000	
多 摩	0.001	無	0	○	0	0	0	0	○	365	365	100	0.000	
麻 生	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	0.001	

- ※1 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①日平均値の2%除外値が0.04 ppm以下  
 ②日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日連続しないこと
- ※2 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①1時間値が0.1 ppm以下  
 ②日平均値が全ての有効測定日で0.04 ppm以下
- ※3 環境基準値に適合した日数：日平均値0.04 ppmを超えた日数と1時間値が0.1 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が0.04 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

カ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、有機物の不完全燃焼の際に発生する物質であり、大気中の一酸化炭素の人工的な発生源は主に自動車です。

一酸化炭素濃度は、一般環境大気測定局 1 局及び自動車排出ガス測定局 4 局で測定しています。

一酸化炭素の環境基準の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局 1 局では、長期的評価及び短期的評価ともに、環境基準を達成しました。

なお、昭和48(1973)年度以降は、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成しています。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 4 局では、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成しました。

なお、昭和55(1980)年度以降は、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成しています。

一酸化炭素の測定結果と評価

測定局		環境基準評価										有効測定日数	環境基準値に適合した日数割合※3	年平均値
		長期的評価					短期的評価							
		日平均値の年間2%除外値	日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価※1	8時間平均値が20 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		評価※2				
			ppm	有無		回	回	%	日		%			
一般環境大気測定局	田島	0.4	無	0	○	0	0	0	0	○	257	100	0.2	
自動車排出ガス測定局	池上	0.7	無	0	○	0	0	0	0	○	363	100	0.4	
	日進町	0.5	無	0	○	0	0	0	0	○	365	100	0.3	
	富士見公園	0.5	無	0	○	0	0	0	0	○	365	100	0.3	
	遠藤町	0.6	無	0	○	0	0	0	0	○	362	100	0.3	

※1 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①日平均値の2%除外値が10 ppm以下 ②日平均値10 ppmを超えた日が2日以上連続しないこと

※2 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①8時間平均値が20 ppm以下 ②日平均値が10 ppm以下

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が10 ppmを超えた日数と、1時間値の8時間平均値が20 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が10 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

キ 有害大気汚染物質等

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となるものをいいます。

大気汚染防止法第 22 条に基づく常時監視として優先取組物質 21 物質並びに水銀及びその化合物<sup>※1</sup>について 4 地点（池上、大師、中原及び多摩<sup>※2</sup>）で月 1 回（24 時間／回）の測定を行っています。21 物質のうち、4 物質については環境基準が、11 物質については指針値が設定されています。令和 5（2023）年度の測定結果は次のとおりです。

- ※1 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）により、平成 30（2018）年 4 月 1 日から水銀及びその化合物は有害大気汚染物質から除かれることとなりましたが、引き続き大気汚染防止法に基づく常時監視項目と位置付けられているため、継続して測定を実施します。
- ※2 一部、多摩区の生田浄水場で測定を実施

有害大気汚染物質等の環境基準等の達成状況は次のとおりです。

【環境基準が設定されている物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）】

全地点で環境基準を達成しました。

【指針値が設定されている物質】

全地点で指針値に適合しました。

## 令和5(2023)年度有害大気汚染物質等(22物質)の年平均値

測定物質	測定地点				環境基準値 (指針値)	単位
	池上	大師	中原	多摩 <sup>※1</sup>		
ベンゼン	1.2	1.1	0.62	0.66	3	μg/m <sup>3</sup>
トリクロロエチレン	0.48	0.56	0.70	0.41	130	μg/m <sup>3</sup>
テトラクロロエチレン	0.10	0.22	0.13	0.15	200	μg/m <sup>3</sup>
ジクロロメタン	1.7	1.2	1.4	1.1	150	μg/m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	0.16	0.093	0.056	0.10	(2)	μg/m <sup>3</sup>
アセトアルデヒド	2.5	2.4	2.3	2.4	(120)	μg/m <sup>3</sup>
塩化ビニルモノマー	0.027	0.027	0.020	0.015	(10)	μg/m <sup>3</sup>
塩化メチル	1.3	1.3	1.3	1.3	(94)	μg/m <sup>3</sup>
クロロホルム	0.16	0.16	0.16	0.17	(18)	μg/m <sup>3</sup>
1,2-ジクロロエタン	0.11	0.11	0.11	0.11	(1.6)	μg/m <sup>3</sup>
水銀及びその化合物	0.0026	0.0021	0.0018	0.0018	(0.04)	μg-Hg/m <sup>3</sup>
ニッケル化合物	0.012	0.0085	0.0027	0.0018	(0.025)	μg-Ni/m <sup>3</sup>
ヒ素及びその化合物	0.0010	0.00087	0.00063	0.00061	(0.006)	μg-As/m <sup>3</sup>
1,3-ブタジエン	0.60	0.46	0.069	0.057	(2.5)	μg/m <sup>3</sup>
マンガン及びその化合物	0.070	0.043	0.019	0.015	(0.14)	μg-Mn/m <sup>3</sup>
ホルムアルデヒド	2.8	2.9	2.9	2.6	—	μg/m <sup>3</sup>
ベリリウム及びその化合物	0.000034	0.000023	0.000016	0.000016	—	μg-Be/m <sup>3</sup>
クロム及びその化合物 <sup>※2</sup>	0.030	0.016	0.0038	0.0022	—	μg-Cr/m <sup>3</sup>
クロム及び三価クロム化合物 <sup>※3</sup>	0.029	—	—	0.0021	—	μg-Cr <sup>3+</sup> /m <sup>3</sup>
六価クロム化合物 <sup>※3</sup>	0.00076	—	—	0.000098	—	μg-Cr <sup>6+</sup> /m <sup>3</sup>
ベンゾ[a]ピレン	0.00031	0.00033	0.000075	0.000049	—	μg/m <sup>3</sup>
酸化エチレン	0.096	0.098	0.068	0.056	—	μg/m <sup>3</sup>
トルエン	6.1	5.4	5.2	9.6	—	μg/m <sup>3</sup>

※1 多摩の測定地点におけるニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ベンゾ[a]ピレンの7項目は、多摩区生田浄水場で測定を実施している。

※2 クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、環境省通知によりクロム及びその化合物の全量を測定した。

※3 池上と多摩については六価クロム化合物を測定し、クロム及びその化合物から六価クロムを引いてクロム及び三価クロム化合物を算出した。

ク ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、物の燃焼などの過程で非意図的に生成する物質で、主な発生源はごみ焼却炉です。ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、市内の大気中のダイオキシン類の環境濃度を定期的に測定しています。

大気中のダイオキシン類の環境基準の達成状況は、全地点で環境基準（年平均値が 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成しました。

**ダイオキシン類の測定結果**

(単位 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	夏期	冬期	年平均値	環境基準値
大師測定局	0.011	0.013	0.012	0.6
中原測定局	0.0070	0.011	0.0090	
生田浄水場	0.0063	0.010	0.0082	

**2 光化学オキシダントに係る監視 (I-1-③-2 関係)**

光化学オキシダントの原因物質の一つである非メタン炭化水素については、「光化学オキシダントの生成を防止するための大気中炭化水素濃度の指針値」が定められています。令和 5 (2023)年度の 4 月から10月にかけて、非メタン炭化水素の指針値を下回ったのは98%でした。

また、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための国の指標である「光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の 3 年平均値」については、近年は横ばいで推移しています。

詳細は、P. 12 「○光化学オキシダント環境改善評価指標値等の推移」参照

**3 酸性雨の環境調査 (I-1-③-3 関係)**

酸性雨は、工場・事業場や自動車等から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で硫酸、硝酸等に変化し、これが雨に溶け込むことによって生じます。一般に清浄な大気環境にある地域の雨水は、大気中の二酸化炭素が溶け込むことにより pH5.6 程度になるといわれており、それよりも低い pH を示す雨を酸性雨と呼んでいます。

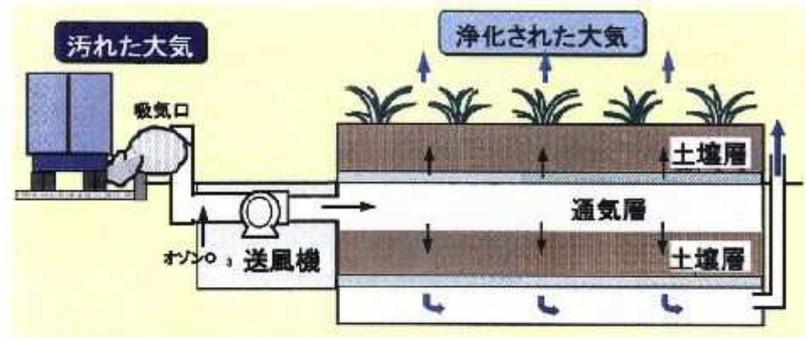
川崎市では、市内の酸性雨の状況を継続して測定しています。川崎市においても、pH は 5.6 より低い状態が続いていますが、長期的にみると改善傾向にあります。

#### 4 土壌浄化モデル施設の性能把握 (I-1-③-4 関係)

本市南部地域を中心として、大気や沿道環境の改善を図るため、平成11(1999)年度に土壌による大気浄化システムの設置、沿道緑化、光触媒脱硝ブロックの敷設等の整備を行いました。

土壌浄化モデル施設の設置後は、施設の性能や除去率を把握して、環境濃度や費用対効果を考慮した効率的な稼動に努めています。二酸化窒素等の除去率の結果を次の表に示します。

項目	施設仕様
施設面積	250m <sup>2</sup>
土壌部面積	500m <sup>2</sup>
構造	二層式
土壌線速度	40mm/秒
最大処理風量	72,000m <sup>3</sup> /h



土壌脱硝施設概要

#### 年間除去率経年推移

(単位：%)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
一酸化窒素	75	84	85	85	70
二酸化窒素	61	62	50	69	71
窒素酸化物	72	80	76	81	71

(注) 2023年度から一部の設備を使用できなくなったため、二酸化窒素等の除去率は2022年度までの結果を掲載しています。

### 5 石綿（アスベスト）の大気中濃度調査（I-1-③-5 関係）

平成18(2006)年9月より前に作られた建築物や工作物には石綿含有率が0.1%を超える製品（吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有成形板等の建築材料）が使用されているものがあるため、これら建築物や工作物の解体や補修などを行う際に石綿を飛散させないことが大気汚染防止法や市条例により求められています。

本市では、昭和60年より環境大気中のアスベスト濃度の調査を行っており、令和元年度からは、年1回、計7か所で環境調査を行っています。

全測定地点において1本/Lを下回っており、低いレベルで推移しています。

#### 各区におけるアスベスト環境濃度調査結果

年度 測定地点	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
川崎区 (田島町)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10
幸区 (戸手本町)	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.12
中原区 (小杉町)	0.10 未満				
高津区 (溝口)	0.10 未満	0.10 未満	0.14	0.10 未満	0.10
宮前区 (宮前平)	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10
多摩区 (登戸)	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満
麻生区 (百合丘)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10

単位：本/リットル（1リットルの空気中のアスベスト繊維の本数）

参考：アスベスト濃度の算出について

1 アスベストのサンプリング

10リットル/分で4時間約2400リットルの空気をろ紙に吸引します。

2 アスベストの分析

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版 R4.3 環境省水・大気環境局大気環境課）」に準拠（ろ紙の一部を切り取り、炭素蒸着を行って、電子顕微鏡で観察することにより、アスベストを計数します。）

## 6 騒音・振動の監視 (I-1-③-6 関係)

### (1) 自動車騒音・振動

#### ア 環境基準

騒音規制法第18条に自動車騒音の状況の常時監視の事務が規定され(平成12(2000)年4月1日施行)、常時監視の事務に関する処理基準が示されています。市では事務処理基準に基づき、平成18(2006)年度から評価対象となる幹線道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、5年間に分けて計画的に市全域で自動車騒音における環境基準の達成状況の評価をしています。

令和5(2023)年度の自動車交通騒音・振動の実態調査は、騒音が10路線の32地点(道路端18地点と背後地(道路端から、およそ50mの範囲)14地点)、振動は4路線の道路端4地点で実施しました。また、評価区域内の住居における自動車騒音環境基準の適合状況の把握を8路線28評価区間にて実施しました。

### 令和5(2023)年度自動車騒音に係る環境基準適合状況

(単位はデシベル)

地点番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果					環境基準値			
				道路端		背後地			道路端		背後地	
				昼間	夜間	距離(m)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道1号線	川崎市幸区都町74付近	近隣商業地域	66	64	50	50	44	70以下	65以下	65	60
2	一般国道409号線	川崎市川崎区殿町3付近	工業地域	67	65	47	51	45			65	60
3	一般国道409号線	川崎市川崎区中瀬3-2付近	準住居地域	67	65	50	50	44			65	60
4	一般国道409号線	川崎市中原区宮内2-25付近	準工業地域	67	64	50	49	45			65	60
5	世田谷町田線	川崎市麻生区万福寺1-11付近	近隣商業地域	67	64	50	56	46			65	60
6	世田谷町田線	川崎市麻生区上麻生6付近	準住居地域	70	68	38	55	50			65	60
7	鶴見溝ノ口線	川崎市幸区矢上14付近	準住居地域	69	67	50	47	44			65	60

○基本施策 I-1-③ 大気環境に係るモニタリングの実施○

8	鶴見溝ノ口線	川崎市高津区千年 793 付近	準住居地域	65	60	50	49	42			65	60
9	鶴見溝ノ口線	川崎市高津区溝口 3-11 付近	商業地域	64	61	50	47	46			65	60
10	幸多摩線	川崎市中原区 上平間 956 付近	一種住居地域	58	56	33	46	38			65	60
11	野川菅生線	川崎市宮前区 犬蔵 1-24 付近	準住居地域	73	70	50	56	45			65	60
12	大田神奈川線	川崎市中原区 上平間 299 付近	近隣商業地域	66	63	55	47	41			65	60
13	大田神奈川線	川崎市中原区 荻宿 29 付近	工業地域	64	58	50	50	45			65	60
14	尻手黒川線	川崎市宮前区 潮見台 22 付近	未指定	72	67	43	49	42			65	60
15	東京大師横浜線	川崎市池上町 3 (池上新田公園前)	工業地域	66	63							
16	一般国道 1 号線	幸区戸手 2-2 (幸消防署第 2 分団)	近隣商業地域	64	63							
17	一般国道 246 号線	高津区溝口 5-15-7 (高津区道路公園センター)	準工業地域	74	74							
18	野川菅生線	宮前区土橋 2-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業地域	73	68							

## 令和5(2023)年度自動車騒音に係る環境基準適合戸数

道路名称	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価対象	昼間・夜間とも	昼間のみ	夜間のみ	昼間・夜間とも
			住居等戸数	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値超過
			(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
一般国道1号	幸区古市場(県境)	幸区戸手1-5	745	745	0	0	0
一般国道1号	幸区戸手1-5	幸区柳町57	2,305	2,300	4	0	1
一般国道409号	川崎区小島町4	川崎区江川2-1	1,343	1,232	108	0	3
一般国道409号	川崎区江川2-1	川崎区大師河原1-3	406	406	0	0	0
一般国道409号	川崎区大師河原1-3	川崎区大師河原1-2	361	361	0	0	0
一般国道409号	川崎区大師河原1-2	川崎区旭町1-1	909	908	1	0	0
一般国道409号	川崎区堀内町13-6	幸区幸町2-585-1	217	214	1	0	2
一般国道409号	中原区宮内2-20	高津区北見方1-30	2,741	2,730	8	0	3
世田谷町田線	多摩区枳形4-6	多摩区西生田4-5	2,502	2,231	270	0	1
世田谷町田線	多摩区西生田4-5	麻生区上麻生3-21	2,204	2,185	12	0	7
世田谷町田線	麻生区上麻生3-21	麻生区片平2-30	848	821	27	0	0
世田谷町田線	麻生区片平3-1	麻生区上麻生6-4	351	343	8	0	0
鶴見溝ノ口線	幸区南加瀬2-8	幸区矢上15	644	571	73	0	0
鶴見溝ノ口線	幸区矢上15	中原区木月4-28	918	910	8	0	0
鶴見溝ノ口線	中原区木月4-28	高津区子母口327	2,144	1,877	258	0	9
鶴見溝ノ口線	高津区子母口327	高津区千年574-7	602	599	1	0	2
鶴見溝ノ口線	高津区千年552-1	高津区千年869-1	461	459	2	0	0
鶴見溝ノ口線	高津区千年869-1	高津区溝口2-6	2,165	2,155	0	3	7
鶴見溝ノ口線	高津区溝口2-6	高津区溝口4-6	1,152	1,149	3	0	0
幸多摩線	幸区河原町1-1	中原区上平間380	2,031	1,999	30	0	2
野川菅生線	宮前区馬絹6-14	宮前区土橋4-14-3	2,517	1,909	107	0	501
野川菅生線	宮前区土橋4-14-3	宮前区菅生4-5	488	356	49	0	83
大田神奈川線	中原区上平間377-20	中原区上平間174	493	490	2	0	1
大田神奈川線	中原区上平間174	幸区鹿島田3-7	723	721	0	0	2
大田神奈川線	幸区鹿島田3-6	幸区矢上14	1,239	1,237	2	0	0
尻手黒川線	高津区子母口327	高津区東野川1-4	590	567	1	0	22
尻手黒川線	宮前区菅生4-5	宮前区水沢3-14	296	275	1	0	20
尻手黒川線	宮前区水沢3-14	宮前区潮見台24	259	243	0	0	16

市内全域の自動車騒音に係る環境基準適合状況の推移

	単位	2016 <sup>※2</sup>	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
5か年の 計画区間数	区間	89					113			
住居等 戸数 <sup>※1</sup>	戸	141,374	133,652	147,417	155,565	159,809	159,633	155,810	152,242	
達成戸数	戸	118,836	115,242	128,023	132,456	137,028	138,335	139,535	137,747	
環境基準の 達成状況	%	84.1	86.2	86.8	85.1	85.7	86.7	89.6	90.5	

※1 令和2(2020)年度で5か年計画が終了したことから評価区間の見直しを行い、令和3(2021)年度から新たな5か年計画で実施している。

※2 面的評価は、評価対象の道路端から50 mの範囲内の住居等を対象としている。

市内全域の自動車騒音に係る環境基準適合状況については、2022年度の89.6%から、2023年度には90.5%となり1ポイント程度向上しています。

イ 要請限度

(ア) 騒音

「自動車騒音に係る要請限度」の状況は、4路線の4地点において、昼間及び夜間の時間帯いずれも限度内が3地点、夜間のみで限度を超過している地点が1地点あった。

**自動車騒音に係る要請限度の適合状況**

(単位：デシベル)

地点番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		要請限度値	
				昼間	夜間	昼間	夜間
15	東京大師横浜	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	66	63	75	70
16	一般国道1号	幸区戸手2-2 (幸消防署第2分団)	近隣商業地域	64	63		
17	一般国道246号	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター)	準工業地域	74	74		
18	尻手黒川道路	宮前区土橋2-1-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業地域	73	68		

(イ) 振動

「道路交通振動に係る要請限度」の状況は、測定した4路線の4地点において、全ての時間帯で限度内であった。

**道路交通振動に係る要請限度**

(単位：デシベル)

地点番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		要請限度値	
				昼間	夜間	昼間	夜間
15	東京大師横浜	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	49	47	70	65
16	一般国道1号	幸区戸手2-2 (幸消防署第2分団)	近隣商業地域	44	39		
17	一般国道246号	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター)	準工業地域	49	49		
18	尻手黒川道路	宮前区土橋2-1-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業地域	52	47		

(2) 鉄道騒音・振動

新幹線では、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策（勧告）」が定められており、在来鉄道については、騒音及び振動に係る環境基準等が定められていませんが、本市内では輸送力増強に伴う在来鉄道の複々線化が実施されている路線があり、周辺環境への影響に注意しています。

本市では、測定結果を鉄道会社に提示するとともに、必要に応じて騒音及び振動の軽減に向けた対応を求めています。

令和 5 (2023) 年度の実態調査を 3 路線の 6 地点で実施しました。

**鉄道騒音・振動調査結果**

(単位：デシベル)

測定地点番号	鉄道会社名	路線名	測定地点(※1)	用途地域	騒音				振動		
					騒音レベル(dB)		環境基準		振動レベル(dB)(※4)	指針	
					最大騒音レベル パワー平均(※2)	等価騒音レベル	適否	基準値(※3)		適否	指針値(※5)
1	東海旅客鉄道株式会社	東海道新幹線	中原区木月4-49 付近	第一種住居地域	64 (12.5m)	-	○	70 以下	65 (12.5m)	○	70 以下
2					61 (25.0m)	-	○		61 (25.0m)		
3	東日本旅客鉄道株式会社	JR 浜川崎線	川崎区渡田新町3-15 付近	第二種住居地域	75 (15.0m)	-	-	-	54 (15m)	-	-
4			川崎区小田1-32-7 付近		80 (8.0m)	-	-	-	58 (8.0m)	-	-
5	京王電鉄株式会社	相模原線	多摩区菅3-5 付近	第一種住居地域	68 (12.5m)	53 (昼間)	-	-	48 (12.5m)	-	-
6						47 (夜間)					
	6	65 (25.0m)	50 (昼間)	-	-	48 (25.0m)	-	-			
44 (夜間)											

※1 括弧内の数字は線路からの距離を表す。

※2 測定開始から 20 便程度測定し、最大値が上位 10 便をパワー平均した。

※3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

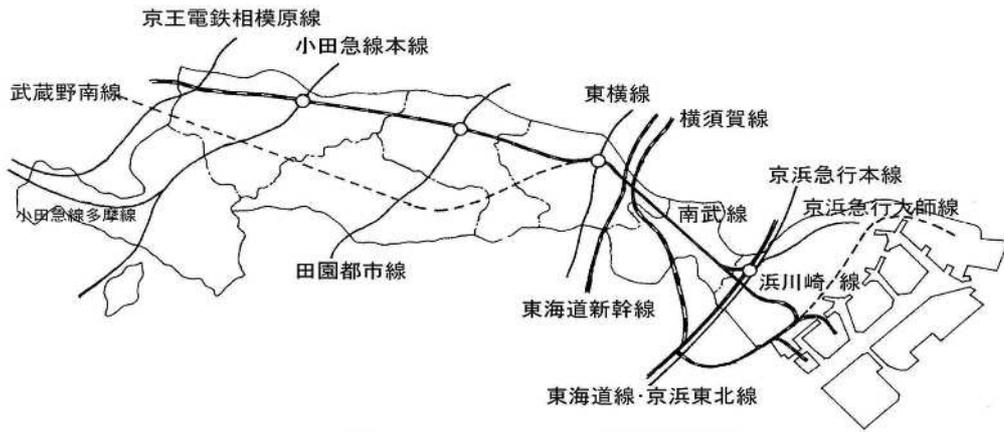
※4 測定開始から 20 便程度測定し、最大値が上位 10 便を算術平均した。

※5 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に基づく指針値

(3) 航空機騒音

本市の中原区付近はヘリコプター等の飛行経路下であり、麻生区付近は厚木飛行場や調布飛行場から発着する航空機等の飛行経路下にあることから、地域住民から航空機騒音に関する苦情が寄せられています。本市は「航空機騒音に係る環境基準」の対象地域ではありませんが、航空機騒音の実態を把握するため、平成18(2006)年4月から中原一般環境大気測定局に、平成17(2005)年11月から麻生一般環境大気測定局に航空機騒音観測装置を設置して観測を行っています。

○基本施策 I-1-③ 大気環境に係るモニタリングの実施○



調査対象鉄道図



航空機騒音観測装置

航空機騒音観測結果

観測場所	所在地	観測期間	観測回数 合計 (回)	観測回数 日平均 (回/日)	70~80 dB (A) (回)	80dB (A) 超過 (回)	最大値 (dB (A))	パワー 平均値 (dB (A))
中原 一般環境 大気測定局 屋上	中原区 小杉町 3-245	2023年4月1日 から 2024年3月31日 まで	1,094	3.0	147	3	81.8	69.1
麻生 一般環境 大気測定局 屋上	麻生区 百合丘 2-10		2,099	5.7	165	6	92.6	68.3